

亀山市告示第65号

亀山市带状疱疹予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市带状疱疹予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市带状疱疹予防接種費用助成金交付要綱（令和5年亀山市告示第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（助成金の交付対象者） 第4条 助成金の交付対象者は、次に掲げる者であつて、<u>当該接種を受けた日において、過去に予防接種を受けたことがない</u>市内に住所を有する50歳以上のものとする。<u>ただし、予防接種法（昭和23年法律第68号）及び予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に規定する定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）の対象者については、この限りでない。</u></p>	<p>（助成金の交付対象者） 第4条 助成金の交付対象者は、次に掲げる者であつて<u>当該接種を受けた日において市内に住所を有する50歳以上のものとする。</u></p>

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。